

(別紙6)

とちぎ青少年センターの管理に関する協定書(案)

栃木県(以下「甲」という。)と〇〇〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、令和〇(西暦)年〇月〇〇日付け栃木県指令〇〇第〇〇号による指定管理者の指定に基づく管理運営業務について、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年栃木県条例第4号。以下「通則条例」という。)第6条の規定に基づき、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、とちぎ青少年センター(以下「センター」という。)を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨の尊重等)

第2条 乙は、センターの設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理運営業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(指定管理業務)

第3条 甲は、とちぎ青少年センター設置及び管理条例(平成13年栃木県条例第4号。以下「条例」という。)第8条の3の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) センターの施設の維持管理に関する業務
- (2) 有料施設等の利用の許可に関する業務
- (3) センターの運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務
- (5) 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務のうち知事のみの特権に属するものを除く業務

2 前項各号に掲げる業務の細目は、別紙1「指定管理業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

(指定期間)

第4条 乙が、センターの指定管理者として、前条第1項各号に掲げる業務を行う期間は、令和9(2027)年4月1日から令和14(2032)年3月31日までとする。ただし、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その限りではない。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(善管注意義務)

第5条 乙は、関係法令及び本協定の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、センターを常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

(業務の実施)

第6条 乙は、関係法令、条例、本協定等のほか、公募要領及び公募時に提出した事業計画書に従って管理運営業務を実施するものとする。

2 本協定、公募要領等及び公募時に提出された事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協

定、公募要領、公募時に提出された事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、公募時に提出された事業計画書で指定管理業務に関する仕様書を上回る水準が提案されている場合は、当該事業計画書に示された水準によるものとする。

(委託料)

第7条 指定管理業務に対する委託料の額は、次のとおりとする。

令和9(2027)年度(令和9(2027)年4月1日～令和10(2028)年3月31日)

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円)

令和10(2028)年度(令和10(2028)年4月1日～令和11(2029)年3月31日)

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円)

令和11(2029)年度(令和11(2029)年4月1日～令和12(2030)年3月31日)

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円)

令和12(2030)年度(令和12(2030)年4月1日～令和13(2031)年3月31日)

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円)

令和13(2031)年度(令和13(2031)年4月1日～令和14(2032)年3月31日)

〇〇,〇〇〇,〇〇〇円(うち消費税額及び地方消費税の額〇,〇〇〇,〇〇〇円)

- 2 委託料の支払いは、年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。
- 3 指定管理期間中において、社会一般における賃金水準等に一定以上の変動が生じた場合には、甲は、当該変動等の影響を踏まえ、委託料の額の見直しを行うものとする。
- 4 前項の規定による委託料の額の見直しは、指定管理期間の2年目以降に適用するものとする。
- 5 前二項に定めるもののほか、賃金水準の変動の算定方法、対象となる職員及び経費の範囲、委託料の額の見直し方法その他必要な事項については、甲が別に定める。

(委託料の精算)

第8条 乙は、指定期間の終了に際し、委託料のうち修繕費に余剰金が生じたときは、指定期間終了後45日以内に当該余剰金を甲に返還しなければならない。

(委託料の額の変更)

第9条 委託料の額を変更すべき特別な事情(第7条第3項の規定に基づく委託料の額の見直しを除く。)が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(利用料金)

第10条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

- 2 乙は、条例に基づき、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免、還付の基準について定めるものとする。

(管理の基準)

第11条 乙が行うセンターの管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨時にセンターの休館日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (2) センターの利用施設の利用時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (3) センターの利用時間及び有料施設等の利用料金(減免、還付制度を含む。)は、見やすい

場所に掲示し、必要に応じた周知を図ること。

- (4) センターの施設等を引き続いて利用することができる期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (5) 利用の許可及び許可の取消し又は利用の停止は、条例第3条、第4条及び第6条の規定並びに次条の規定により行うこと。
- (6) 利用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は利用を停止させた者については、その記録を作成し、速やかに甲に報告すること。
- (7) 受動喫煙を防止するために必要な措置を講じること。
- (8) 施設及び設備は、定期的に保守点検を行い、その記録を作成すること。
- (9) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (10) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (11) 施設又は施設利用者に災害が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (12) 建物の改築、構築物の新設等又は機械装置の新設等、センターの現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (13) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (14) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理すること。
- (15) 指定管理業務に係る会計処理は、乙の他の事業から区分して経理すること。
- (16) 指定管理業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (17) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は第26条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (18) その他適正な管理を行うため甲が必要と認める事項を遵守すること。

(利用に関する許可の基準)

第12条 乙は、利用の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 施設、設備又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 他の利用者に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあるとき。
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
 - (5) 衛生上支障があると認められるとき。
 - (6) その他管理上支障があると認められるとき。
- 2 乙は、前項各号に掲げる事項を許可の基準として定め、これを当該申請の提出先とされている事務所（以下この条において「事務所」という。）に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
- 3 乙は、利用に係る申請が事務所に到達してから当該申請に対する許可等をするまでに通常要すべき標準的な期間を定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。
- 4 乙は、条例第6条の規定による当該利用の許可の取消し等の不利益処分をするときに必要とさ

れる基準を定め、かつ、これを事務所に備付けその他の適当な方法により公にしておくよう努めなければならない。

- 5 乙は、前項の不利益処分をするときは、栃木県行政手続条例（平成7年栃木県条例第39号）第12条から第26条までの規定の適用があることに留意するとともに、同条例第13条第1項第1号の聴聞を実施するときは、栃木県聴聞手続規則（平成6年栃木県規則第55号）の例により当該聴聞の手続を行うものとする。
- 6 乙は、身体障害者が施設を利用する場合において、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬をいう。）を同伴することを拒んではならないものとする。

（総括責任者の配置）

第13条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

（利益供与に関する指導）

第14条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、センターの利用者等から利益の供与を受けることがないよう、必要な指導を徹底するものとする。

（開業準備）

第15条 乙は、指定管理業務を開始する日に先立ち、管理運営業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

（年度別事業計画書等）

第16条 乙は、令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の2月末日までに、甲に提出するものとする。

- (1) 管理執行体制
- (2) 事業計画
- (3) 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
- (4) その他甲が必要と認める事項

- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、毎年度の決算が確定した時点で速やかに通則条例第4条第5号に定める書類（法人でない団体についてはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画書を変更することができない。

（定期報告）

第17条 乙は、次に掲げる事項について毎月20日までに前月の状況を甲に報告するものとする。

- (1) センターの利用状況
- (2) センターの利用料金の収入実績
- (3) 利用者アンケートの結果及びその対応状況

(4) 施設・設備等の修繕等の報告

(経理実績等の報告)

第18条 乙は、四半期終了毎に、原則として終了後30日以内に前期経理実績及び当期修繕計画を作成し、甲に提出しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第19条 乙は、毎年度終了後、原則として60日以内に、センターに関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の管理の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命じられた日から起算して30日以内に当該年度分として、指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) センターの管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) センターの利用料金等の収入実績
- (3) センターの管理業務に係る経費の収支状況
- (4) センターの修繕の実施状況
- (5) サービスの向上を図った事項と成果
- (6) センターの管理業務の実施に関し改善すべき事項がある場合には、その内容
- (7) 前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

(自己評価の実施)

第20条 乙は、センターの効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度、利用者の満足度を踏まえた自己評価を実施して、その報告書を前条本文の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第21条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、センターの管理の適正を期するために、乙に対して、第11条に定める管理の基準に従って行われるべき当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、第19条に定める年度別の事業報告書及び前条の自己評価の報告書の点検並びに実地の調査の結果を踏まえ、乙による管理運営状況の評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 前項に規定する評価の具体的な実施方法は、甲が別に定める。

(地位の承継等の制限)

第22条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、又は、指定管理者としての権利について譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない。

(委託等の禁止)

第23条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部又は主要な部分（別紙1「指定管理業務に関する仕様書」において定める業務をいう。）を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、指定管理業務の一部（前項に規定する主要な部分を除く。以下同じ。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。
- 4 乙が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（譲渡等の禁止）

第24条 乙は、センターの施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

（文書の管理・保存）

第25条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）については、別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

（個人情報の保護）

第26条 乙は、指定管理業務の遂行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密保持義務）

- 第27条 乙は、乙の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）若しくは指定管理業務に従事している者又はこれらの者であった者が、指定管理業務に関し知り得た秘密（個人情報を除く。）を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

（情報セキュリティ）

第28条 乙は、この契約による業務を実施するに当たっては、別記3「情報セキュリティ特記事項」を遵守しなければならない。

（情報公開）

- 第29条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものの公開については、乙が定める情報公開規程等により行うものとする。
- 2 前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更する場合も同様とする。
 - 3 乙は、公の施設の管理に関する経営状況等の公表を行うものとする。

（環境への配慮）

第30条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。
- (2) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(リスク分担)

第31条 指定管理業務に関するリスク分担については、別記4「リスク分担表」のとおりとする。

2 前項に定める事項について疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。

(施設、設備及び物品の使用)

第32条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属するセンターの施設、設備及び物品を無償で使用するができる。

(施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分)

第33条 施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分については、別記5「施設の改築及び修繕等の実施及び費用負担区分」のとおりとする。

2 乙は、センターの建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(保険契約等)

第34条 乙は、指定管理業務を開始する日までに、別記6に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。

2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面の写しを速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(緊急時の対応)

第35条 指定の期間中、指定管理業務の執行に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第36条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

2 乙は、乙が行うセンターの管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。

4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

第37条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により施設、設備又は物品

を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するために適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

（指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等）

第38条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

（指定の取消し等）

第39条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずる。

- (1) 法人その他の団体が倒産（解散）したとき。
 - (2) 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき。
 - (3) 本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。
 - (4) 法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。
 - (5) 個人情報の保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。
 - (6) 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反をしたと認められるとき。
 - (7) 乙が、公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申立てをしたと認められるとき、又は組織的な違法行為を行った場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
 - (8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定を取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 公募要領に定める応募資格を失ったと認められるとき。
 - (2) 財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があると認められるとき。
 - (3) 本協定の事項に関して違反をしたと認められるとき。
 - (4) 個人情報の保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。
 - (5) 関係法令、条例又は規則に関して違反したと認められるとき。
 - (6) その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

（委託料の返還）

第40条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(損害賠償等)

第41条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、法第244条の2第11項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引渡し)

第42条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、センターの施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、通則条例第9条の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継)

第43条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了した後、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後において、センターの運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務及び前納されたセンターの有料施設等の利用料金の引継を実施するものとする。なお、引継の方法等については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継に要する乙の費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第44条 本協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、本協定を改定することができる。

(公の施設の廃止)

第45条 甲は、第4条の規定による指定期間にかかわらず、センターを公の施設として廃止することができる。

2 前項の公の施設の廃止により乙に生じた損害又は損失に係る費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(信義則)

第46条 甲と乙は信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第47条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協定の費用)

第48条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第49条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項で必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇（〇〇〇〇）年〇〇月〇〇日

甲 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃 木 県
知 事 福 田 富 一

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇 〇〇 〇〇

別記 1

文書管理上の留意事項

(基本的事項)

第1 乙は、その業務に従事している者が文書等を取り扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

(文書等の管理基準等)

第2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、文書等の管理及び整理などに関して、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

(文書等の保存期間)

第3 処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限は、栃木県文書等管理規則（平成13年栃木県規則第17号）別表に準じて定めるものとする。

(文書等の廃棄の手続)

第4 乙は、甲の承認を得た上で、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

(文書等の引継ぎ)

第5 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この個人情報取扱特記事項によらなければならない。

（基本的事項）

第 1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第 2 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。当該指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

（従事者の監督等）

第 3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかなければならない。

2 乙は、指定管理業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

（収集の制限）

第 4 乙は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第 5 乙は、甲の指示がある場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を指定管理業務の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（適正管理）

第 6 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、指定管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示に従い、指定管理業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報記録された資料等を、消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該個人情報第三者の利用に供されることのない方法により、直ちに消去し、又は廃棄し、若しくは甲又は甲の指示するものに引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく指定された期限内に個人情報等を消去若しくは廃棄せず、又は引き渡ししないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を消去若しくは廃棄し、又は回収することができる。この場合においては、乙は、甲の消去若しくは廃棄又は回収について異議を申し出ることができず、また、甲の消去若しくは廃棄又は回収に要した費用を負担しなければならない。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、指定管理業務に係る個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先に指定管理業務に係る一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(苦情処理)

第 12 乙は、指定管理業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 13 乙は、指定管理業務に関して、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 14 甲は、必要があると認めるときは、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 15 甲は、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第 16 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 3

情報セキュリティ特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、甲が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持する情報セキュリティ対策の重要性を認識し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

（業務の責任者及び従事者）

第2条 乙は、情報セキュリティ対策を適正に実施するために必要な体制を整備し、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、甲に書面で報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第3条 乙は、委託業務の作業場所を特定し、特定した場所以外で作業を実施してはならない。

2 乙は、特定した場所をあらかじめ甲に届け出なければならない。作業場所を変更する場合も、同様とする。

3 乙は、特定した作業場所から、委託業務に関連した情報資産を持ち出してはならない。ただし、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（情報へのアクセス）

第4条 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた情報資産を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う情報の範囲を明確にするとともに、情報に対するアクセス権限を必要最小限の範囲で適切に設定しなければならない。

（技術的安全管理措置）

第5条 乙は、情報システム（パソコン等の機器を含む。）を使用して、甲から提供を受けた情報資産を取り扱う場合（インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。）、技術的安全管理措置として、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1）アクセス制御
- （2）アクセス者の識別と認証
- （3）外部からの不正アクセス等の防止
- （4）情報システムの使用に伴う漏えい等の防止

（教育の実施）

第6条 乙は、この契約による業務の従事者及び関係する役員等に対し、この情報セキュリティ特記事項（以下「この特記事項」という。）その他この契約で定められた乙が遵守すべき事項を周知するとともに、情報セキュリティに対する意識の向上、その他この契約による業務の適正な履行に必要な教育を実施しなければならない。

（秘密の保持）

第7条 乙は、次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、第三者

に提供（口頭又は閲覧による提供を含む。以下同じ。）し、又は漏えいしてはならない。

（１）甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた有形無形の情報

（２）この契約による業務に関して知り得た有形無形の情報

２ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に該当しない。

（１）甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に公知の情報

（２）甲から提供を受けた後又はこの契約による業務に関して知り得た後、乙の責めに帰すべき事由によらないで公知となった情報

（３）甲から提供を受けた時点又はこの契約による業務に関して知り得た時点で、既に乙が正当な手段で入手し、保有している情報であって、この契約とは別に秘密保持の対象となっていないもの

（４）甲から提供を受けた情報又はこの契約による業務に関して知り得た情報によらないで、乙が独自に創作した情報

３ 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報について、この契約による業務を処理するために知る必要のある自己の役員及び従業員を特定し、それらの者以外に提供し、又は漏えいしてはならない。

（目的外利用の禁止）

第８条 乙は、甲の指示がある場合を除き、秘密情報をこの契約の目的以外の目的のために利用してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第９条 乙は、甲から秘密である旨を明示されて提供を受けた情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（第三者への秘密情報の提供）

第１０条 乙は、第７条の規定にかかわらず、この契約による業務を処理するために必要な場合において、甲の承諾を得たときは、秘密情報を第三者に提供することができる。

２ 乙は、前項の規定により秘密情報を第三者に提供するときは、当該第三者に対し、この特記事項で定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を負わせるものとする。

３ 乙は、第１項の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、その必要の限度において、秘密情報を第三者に提供することができる。

（１）法令に基づき提供が求められた場合

（２）合理的な理由により、弁護士、会計士、税理士その他乙に対して本契約に基づき乙が甲に負うのと同様以上の秘密保持の義務を負う者に対して提供する場合

４ 乙は、前項の規定により秘密情報を提供するときは、予め（やむを得ない場合にあっては、提供後速やかに）甲に対し、当該提供する内容を通知しなければならない。

（再委託）

第１１条 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による業務を自ら行い、第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

２ この契約による業務を第三者に再委託する場合において、乙は、当該第三者（以下「再委託先」という。）にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果に責任を負うものとする。

- 3 この契約による業務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(資料等の返却、廃棄等)

- 第12条 乙は、この契約による業務において取り扱った情報資産及び甲から提供を受けた情報が記された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に返却し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に関して、乙自らが収集し、又は作成した情報及び情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、甲の指定した方法により、甲に引き渡し、又は抹消し、若しくは廃棄しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第13条 乙は、甲から、この契約に基づき乙が実施する情報セキュリティ対策の履行状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生したとき、その他情報セキュリティ上の懸念事項を把握したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。
- 3 乙は、情報セキュリティ対策の履行状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第14条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策の状況について、乙及び再委託先について、監査又は検査を行うことができる。

(指示)

- 第15条 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために実施している情報セキュリティ対策について、不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

- 第16条 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約の解除をすることができる。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により乙に損害が生じた場合であっても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできない。

(損害賠償)

- 第18条 甲は、乙若しくは再委託先が、故意又は過失によりこの特記事項の内容に違反したこと、又は怠ったことにより、甲に損害が発生したと認めるときは、乙に対し、損害賠償の請求をすることができる。第10条第1項の規定により乙が秘密情報を提供した第三者が秘密保持義務に違反したことにより甲に損害が発生したときも、同様とする。

(存続条項)

第 19 条 第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 18 条、第 20 条、第 21 条及び本条は、この契約が終了し又は解除された後も、引き続き効力を有する。

(裁判管轄)

第 20 条 この特記事項について訴訟等を行う場合は、宇都宮市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意による専属的裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 21 条 この特記事項に定めのない事項及びこの特記事項に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

別記 4

リスク分担表

No	種 類	内 容	負 担 者	
			県	指定管理者
1	物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増減		○
		施設の管理運営に著しい影響を及ぼすもの（※）	○	
2	金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
3	周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
		施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応		○
		上記以外	○	
4	法令の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす法令変更	○	
		上記以外		○
5	税制度の変更	当該施設の管理、運営にのみ影響を及ぼす税制変更	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う委託料の増加・減少	○	
		消費税の増加、減少、廃止等に伴う納付金の増加・減少		○
		上記以外		○
6	政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
7	不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
8	書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
		事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
9	支払い遅延	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
		経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
10	施設・設備の損傷	「施設の改築及び修繕等の実施区分」による		
11	展示物、資料等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小破修繕で対応できるもの）		○
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
12	第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合		○
		上記以外の理由により第三者に損害を与えた場合	○	
13	セキュリティ	警備不備による犯罪発生		○
14	収益の減少	利用者の減少に伴う指定管理者の収益の減少		○
15	個人情報の漏えい			○
16	事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○

※「著しい影響」とは、別添 7 の賃金スライド制度における「一定以上の変動が見られた場合」等をいう。

別記 5

施設の改築及び修繕等の実施区分

区分	項 目	実施区分		実施区分の考え方
		県	指定管理者	
建物	改築又は大規模修繕 資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	○		建築基準法施行令第1条に規定する「構造耐力上主要な部分」については、所有者である県が管理すべきものであるため、必要に応じて県が行う。
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
構築物	新設等			基本的に構築物での新設等は考えていないが、必要に応じて県と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額100 万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
機械装置	新設等			基本的に機械装置単独での新設等は考えていないが、必要に応じて県と指定管理者で協議する。
	資本的支出及び見積額 100万円以上の修繕	○		
	見積額100万円未満の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
工具器具 備品	購 入	○		公の施設の維持管理として必要と認められる備品の購入は、県が実施する。
			○	営業として集客力向上のためなどに要する備品の購入は、指定管理者が実施する。
	資本的支出となる修繕	○		県の所有する備品に限る。
	上記以外の修繕		○	本来の効用持続年数を維持するための業務として指定管理者が実施する。
上記以外の建物、構築物、機械装置、工具器具備品の改築・改造等			○	指定管理者が委託料以外の費用により、サービスの向上や効率的な管理運営のため、改築等した部分についての権利を将来にわたって主張しないことが条件。

【基本的考え方】

- 1 原則として、本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の維持補修（小修繕：見積額100万円未満のもの等）は、施設の管理に付随するものであるため、指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。
ただし、指定管理者からの申し出があり、かつ、県の承認を得た場合、200万円未満の修繕については、指定管理者が実施可能とする。
- 2 指定管理者は、建物の改築又は修繕、構築物の新設等又は修繕、機械装置の新設等又は修繕及び備品の購入等に当たっては、原則としてあらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。
- 3 修繕等の費用の負担者は実施区分と同様とする。ただし、天災その他不可抗力による建物等の損壊復旧に係る費用の負担については、県と指定管理者で協議する。
- 4 「備品」とは、その形質又は形状を変えることなく、長期間継続して使用及び保存をすることができるもので、取得価額又は評価額が10万円以上のものをいう。

別記 6

乙が契約を締結すべき保険

乙は、指定の期間中、次の保険契約を締結するものとする。なお、以下の保険及び補償額は最低限の条件とする。また保険契約については、1年毎に更新する場合も可能とする。

○ 施設賠償責任保険

保険契約者	－	乙
被保険者	－	乙
保険の対象	－	センターの施設内における法律上の賠償責任
保険期間	－	指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額	－	対人：1名あたり1億円以上、1事故あたり2億円以上 対物：1事故あたり1億円以上
免責金額	－	なし

○ 昇降機施設賠償責任保険

保険契約者	－	乙
被保険者	－	乙
保険の対象	－	センターの施設内における法律上の賠償責任
保険期間	－	指定管理の期間中更新し続けるものとする
補償額	－	対人：1名あたり1億円以上、1事故あたり2億円以上 対物：1事故あたり1億円以上
免責金額	－	なし

賃金スライド制度の運用について

第 1 目的・趣旨

本県の指定管理者制度の運用では、物価変動といった指定期間中に想定されるリスクについては、リスクを最もよく管理することができる者、本来そのリスクを負担すべき者が当該リスクを分担することを基本とし、施設で働く従業員の賃金や業務内容といった労働条件は、指定管理者の責任と裁量の範囲としている。

しかしながら、急激な人件費の高騰は指定管理者の経営リスクにつながり、ひいては業務履行の質の低下を招く恐れもあると考えられる。

このことを踏まえ、指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な運営管理や、業務の適正な履行の確保を目的として、社会一般の雇用労働環境の目安である賃金水準に一定以上の変動が見られた場合に、委託料の見直しを行う仕組み（以下「賃金スライド制度」という。）を導入する。

なお、リスク分担表（別添 5）の No.1 「物価変動」中「施設の管理運営に著しい影響を及ぼすもの」における「著しい影響」とは、上記「一定以上の変動が見られた場合」等をいう。

第 2 賃金スライド制度の概要

1 制度の概要

指定管理料上限額算定時における職員数に県の人件費単価を乗じた人件費相当額（以下、「対象人件費」という。）を算出の基礎とし、最新の人件費単価で算出した 2 年目以降の対象人件費について、前年度の対象人件費との差額が一定以上となった場合はその増減分を翌年度の指定管理料に反映する。

※社会情勢の変動に応じて行うものであり、賃金水準が下がった場合には委託料を減額する。

2 対象施設

原則、指定管理者制度を導入している全施設に導入する。

※PFI 法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）に基づく指定管理者制度導入施設には導入しない。

＜現に指定期間中の施設の経過措置＞

令和 8 年度においてすでに指定期間中の施設については、指定管理者が希望する場合に令和 9 年度から導入する。なお、導入を希望しない施設においても、次回の選定替えの際には賃金スライド制度を導入する。

3 導入時期

令和 8（2026）年度から。

※指定期間の開始が 4 月 1 日ではない施設については、見直し計算を行うまでに指定期間が開始している場合は制度導入の対象とする。

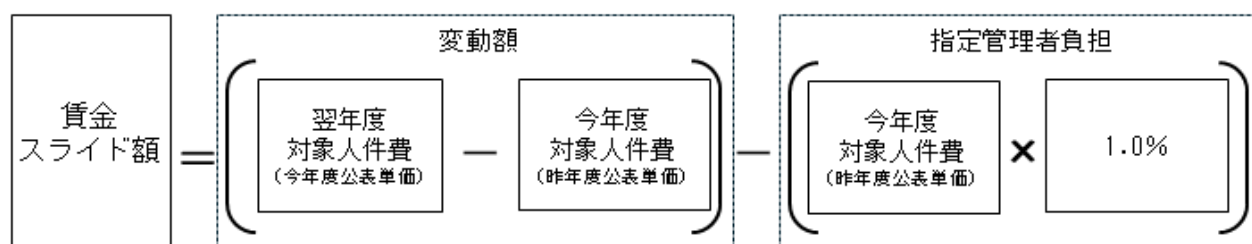
4 対象経費

県が施設ごとに算定した委託料上限額のうち、賃金水準の変動による影響を受ける経費（給与・賃金、賞与、社会保険料 等）

5 賃金スライド額の算出方法

- ・委託料上限額算定における職位区分ごとに必要な職員数に、毎年度栃木県人事委員会が公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」（以下「県人事委員会勧告」という。）に基づき見直しを行った人件費単価を乗じることにより、翌年度の対象人件費を再算定する。
- ・翌年度の対象人件費から今年度の対象人件費を除いたものを変動額とし、変動額から指定管理者の自己負担分（今年度の対象人件費の±1.0%まで）を除いた額を賃金スライド額とする。
※変動額がマイナスの場合は減額分から自己負担分を除いた額を賃金スライド額とする。

【算出のイメージ】 ※変動額がプラスになる場合



【例】

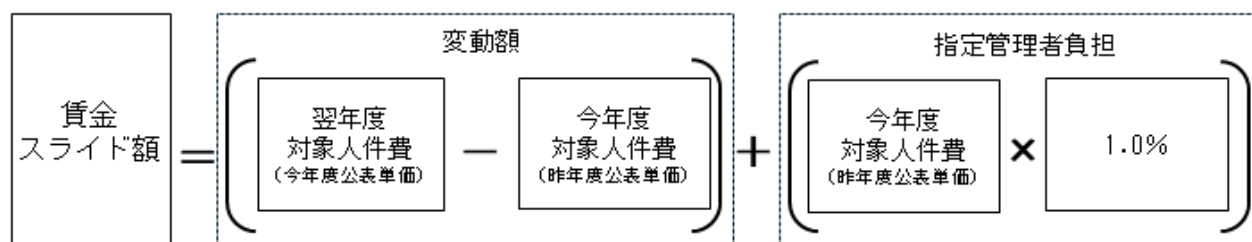
- ・指定期間2年目…(2年目対象人件費※－1年目の対象人件費)－(1年目の対象人件費額×1.0%)
- ・指定期間3年目…(3年目対象人件費※－2年目の対象人件費)－(2年目の対象人件費額×1.0%)
- ・指定期間4年目…(4年目対象人件費※－3年目の対象人件費)－(3年目の対象人件費額×1.0%)
- ・指定期間5年目…(5年目対象人件費※－4年目の対象人件費)－(4年目の対象人件費額×1.0%)

※「○年目対象人件費」：委託料上限額算定における職位区分ごとに必要な職員数に、○-1年目に公表された栃木県人事委員会勧告に基づき見直しを行った人件費単価を乗じることにより算出



「変動額－指定管理者負担＞0」の場合：賃金スライド額を翌年度委託料に加算
「変動額－指定管理者負担≤0」の場合：賃金スライドなし

【算出のイメージ】 ※変動額がマイナスになる場合



【例】

- ・指定期間2年目…(2年目対象人件費※－1年目の対象人件費)＋(1年目の対象人件費額×1.0%)
- ・指定期間3年目…(3年目対象人件費※－2年目の対象人件費)＋(2年目の対象人件費額×1.0%)
- ・指定期間4年目…(4年目対象人件費※－3年目の対象人件費)＋(3年目の対象人件費額×1.0%)
- ・指定期間5年目…(5年目対象人件費※－4年目の対象人件費)＋(4年目の対象人件費額×1.0%)

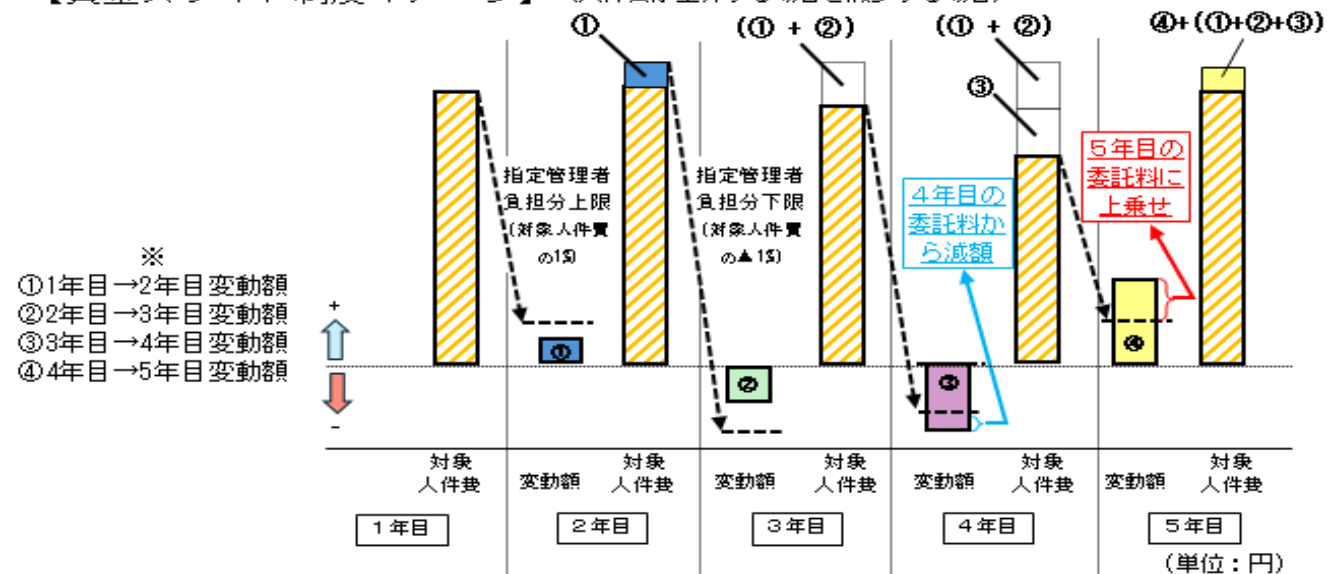
※「○年目対象人件費」：委託料上限額算定における職位区分ごとに必要な職員数に、○-1年目に公表された栃木県人事委員会勧告に基づき見直しを行った人件費単価を乗じることにより算出



「変動額＋指定管理者負担＜0」の場合：賃金スライド額を翌年度委託料から減額
「変動額＋指定管理者負担≥0」の場合：賃金スライドなし

6 主な手続

【賃金スライド制度イメージ】（人件費が上昇する場合と減少する場合）



	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
対象人件費	10,000,000	10,050,000	9,989,600	9,849,965	10,046,964
前年度からの変動率		0.5%	▲0.8%	▲1.2%	2.0%
前年度からの変動額		50,000(㊦)	▲80,400(㊦)	▲119,635(㊦)	196,999(㊦)
指定管理者負担分 (単年度)		50,000 (上限100,000)	▲80,400 (上限▲100,500)	▲99,696	98,450
賃金スライド額 (単年度)		0	0	▲19,939	98,549
委託料(人件費分)	10,000,000	10,000,000	10,000,000	9,980,061	10,078,610
賃金スライド額 (累計額)		0	0	▲19,939	78,610

- (1) 施設所管課室は、指定管理者の公募に当たり、募集要項に賃金スライド制度の適用について明記する。
- (2) 施設所管課室は、指定管理者の決定後、債務負担行為の設定に当たり、指定管理期間中の賃金スライド額を見込んだ内容※1とする。また、基本協定の締結においても賃金スライド制度の適用について定めた内容とする。
- (3) 指定管理開始後、施設所管課室は、各年度の県人事委員会勧告に基づく人件費単価の見直しを受け、翌年度の対象人件費額を算出する。
- (4) 施設所管課室は、翌年度の対象人件費と今年度の対象人件費の差額を算出し、年度間の差額が一定額以上となる場合は、賃金スライド額を翌年度の予算要求に反映する。
- (5) 施設所管課室は、指定管理者に対して翌年度の委託料の変更について通知するとともに、委託料の変更に伴う変更協定※2を締結する。
- (6) 委託料を増額した場合、施設所管課室は、指定管理者の賃上げ実施の状況を把握するため、委託料の支払い後に賃上げ状況のフォローアップ調査を実施する。

※1 賃金スライド制度による委託料見直しに対応するため、債務負担行為の設定に当たっては、賃金水準に一定以上の変動があった場合に算出する賃金スライド額の合計額を含む旨追記することとします。

※2 指定管理者との間で委託料の見直しに伴う変更協定を締結する場合は、当該年度の当初予算成立後、原則、翌年度の指定管理期間開始前までに行うこととします。

第3 賃金スライド制度の運用

1 運用スケジュール

段階	時期	施設所管部局	指定管理者
選定年度	7月	・ 募集要項（申請要項）に賃金スライド制度の適用を記載	
	9月～12月	・ 1年目委託料予算要求 ・ 指定管理者の指定 ・ 債務負担行為の設定（賃金スライド額についての記載を加える）	
	1月～3月	・ 基本協定書に賃金スライド制度に関する事項を記載	・ 1年目委託料の確定 ・ 4月から1年目指定管理開始
見直し 計算年度	10月～12月	（県人事委員会勧告の公表） （人件費単価の見直し） ・ 見直し後の人件費単価に基づき人件費相当額を算出の上、賃金スライド額の積算を実施 ・ 翌年度委託料予算要求（賃金スライド額を反映）	
	2月議会	翌年度委託料の内示（様式1）	必要に応じて翌年度事業計画の見直し等を行う
		・ 翌年度委託料議案提出（賃金スライド額反映版）	
	3月	・ 翌年度委託料の決定通知（様式2） ・ 変更協定書の締結（参考様式）（賃金スライド額を反映）	・ 翌年度委託料の確定
見直し 反映年度	4月以降	・ 委託料の支払い ・ （増額の場合）賃上げ状況フォローアップ調査（様式3）の実施	・ 賃上げ実施状況の報告
	（1年目と同じ流れ）		

2 その他

賃金スライド額の取扱いについて

賃金スライド額については、賃金スライド制度の主旨を踏まえ原則として人件費に充てることとするが、指定管理者制度においては組織運営を含む管理運営について指定管理者の創意工夫を生かし、効率的かつ効果的に実施されることが求められているため、職員への支払時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとする。

○第○号
○○年○月○日

(指定管理者)
様

栃木県知事 ○○ ○○
(担当 : ○○課)

賃金スライド制度による令和○（西暦）年度における委託料の変更（内示）について（通知）
平素より、本県行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県において導入している賃金スライド制度に基づき、最新の賃金水準を踏まえた人件費の見直しを行った結果、一定以上の変動が見られることから、令和○（西暦）年度の委託料について下記のとおり変更を予定しておりますのでお知らせします。

なお、変更後の委託料については令和○（西暦）年度当初予算の成立をもって確定するものであることを申し添えます。

記

1 対象施設 ○○センター

2 変更内容（予定）

令和○年度指定管理料

（変更前） ○○○,○○○,○○○ 円

（変更後） ○○○,○○○,○○○ 円

（増減額） ○○○,○○○,○○○ 円

3 その他

指定管理に係る委託料の運用については原則指定管理者の裁量にゆだねられるところですが、賃金スライド制度導入の趣旨を踏まえ、年間事業計画書等の作成にあたり、適切に反映していただきますようお願いいたします。

○第○号
○○年○月○日

(指定管理者)
様

栃木県知事 ○○ ○○
(担当 : ○○課)

賃金スライド制度による令和○（西暦）年度における委託料の変更について（通知）

平素より、本県行政の推進にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県において導入している賃金スライド制度に基づき、最新の賃金水準を踏まえた人件費の見直しを行った結果、一定以上の変動が見られることから、令和○（西暦）年度の委託料について下記のとおり変更することとしましたので通知します。

記

1 対象施設 ○○センター

2 変更内容

令和○年度指定管理料

(変更前) ○○○,○○○,○○○ 円

(変更後) ○○○,○○○,○○○ 円

(増減額) ○○○,○○○,○○○ 円

3 その他

- ・本変更に伴い、別途、指定管理に係る協定の一部変更について協議の上、変更協定を締結します。
- ・指定管理に係る委託料の運用については原則指定管理者の裁量にゆだねられるところですが、賃金スライド制度導入の趣旨を踏まえ、年間事業計画書等の作成にあたり、適切に反映していただきますようお願いいたします。

様式 3

賃金スライド制度を踏まえた人件費の反映状況に関するフォローアップ調査

回答日：〇〇年〇月〇日

下記設問についてお答えください。設問中□がある場合は、該当するものを選択してください

1 基本情報

指定管理施設名：_____

指定管理者名：_____

記入者名：_____

2 賃金スライド額の反映状況

① 賃金スライド制度による増額分を人件費に活用（反映）しましたか

☐活用（反映）した → ②へ

☐活用（反映）していない → ③へ

② 賃金スライド制度による増額分を人件費に活用（反映）した場合、どのように実施しましたか

☐賃金スライド額を原資として、月例給、時給のベースアップを実施した

☐賃金スライド額を原資として、一時金（特別賞与等）支給を実施した

☐その他（下記に内容を記入してください）

③ 賃金スライド制度による増額分を人件費に活用（反映）しなかった場合、その理由はなんですか

以 上

(参考)

〇〇センターの管理に関する協定の一部を変更する協定書（標準例）

令和〇年〇月〇日付けで栃木県（以下「甲」という。）と□□□（以下「乙」という。）との間に締結した〇〇センターの管理に関する協定の一部を変更する協定を、次のとおり締結する。

1 原協定第〇条第▲項中

「

令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）
令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）」

を

「

令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
□□□, □□□, □□□円（うち消費税額及び地方消費税の額□, □□□, □□□円）
令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
□□□, □□□, □□□円（うち消費税額及び地方消費税の額□, □□□, □□□円）
令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
□□□, □□□, □□□円（うち消費税額及び地方消費税の額□, □□□, □□□円）
令和〇（西暦）年度（令和〇（西暦）年4月1日～令和〇（西暦）年3月31日）
□□□, □□□, □□□円（うち消費税額及び地方消費税の額□, □□□, □□□円）」

※賃金スライドの結果翌年度の委託料を変更する場合は、翌年度以降の委託料についても併せて増額(減額)する

に改める。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇（西暦）年 月 日

甲

乙